

満年齢が上がるのは誕生日の前日であることから、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。  
 ※審査基準日が令和2年5月31日の場合  
 昭和60年6月1日生まれの方が35歳  
 昭和60年6月2日生まれの方が34歳

35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。

※審査基準日が令和2年5月31日の場合

技術職員名簿

項番 3 5  
 数 6 1 0 0 1 頁

解体工事を選択した場合で、登録解体工事講習等を受講していない経過措置技術者は、アルファベットコードになります。

監理技術者資格者証を持っている場合のみ記入してください(持っていない者は空欄)。

技術職員名簿に初めて記載する者に○を付けてください。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	○	宮崎 建太郎	昭和61年1月2日	34	6 2 0 1 1 1 3	1 2 9 1 1 C	1	123456789			
2	○	宮崎 建次郎	昭和58年1月3日	37	6 2 0 1 2 1 4	2 2 9 2 1 D	2				
3		宮崎 建三郎	昭和62年1月2日	33	6 2 0 2 1 3 7	1 0 9 1 2 9	2	567567567			
4		都城 建四郎	昭和58年1月1日	37	6 2 0 2 1 3 7	1		543254321			
5		小林 建五郎	昭和56年12月31日	38	6 2 0 1 2 1 4	2 0 5 2 1 4	2				
6		高岡 建六郎	昭和30年1月5日	65	6 2 0 1 2 1 4	2 0 2 2 2 1	2				
7		西都 建七郎	昭和29年1月6日	66	6 2 0 1 0 0 1	2 0 2 1 3 7	1	987654321			
8		高鍋 建八郎	昭和28年1月7日	67	6 2 0 2 0 0 2	2 0 5 0 0 2	2				
9	○	日向 建九郎	昭和27年1月8日	68	6 2 0 2 0 0 2	2 1 3 1 1 3	1				
10											
11											
12											
13					6 2						
14					6 2						
15					6 2						
16					6 2						
17											
18											
19											
20											
21					6 2						
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30					6 2						

1つの資格から2業種選択は可。

複数の業種に対応している資格は、受験している業種から選択してください。

受験していない業種に対応する資格コードは記載しないでください。

できるだけ、「社会保険標準報酬決定通知書」の記載順に記入してください。

この3つの項目で1組です。この左側3項目は、すべての技術者について記入が必要です。

この右側3項目は、2業種記入する技術者のみ記入してください。

- 【業種コード】
- 01 土木一式
  - 02 建築一式
  - 03 大工
  - 04 左官
  - 05 とび・土工・コンクリート
  - 06 石
  - 07 屋根
  - 08 電気
  - 09 管
  - 10 タイル・れんが・ブロック
  - 11 鋼構造物
  - 12 鉄筋
  - 13 舗装
  - 14 しゅんせつ
  - 15 板金
  - 16 ガラス
  - 17 塗装
  - 18 防水
  - 19 内装仕上
  - 20 機械器具設置
  - 21 熱絶縁
  - 22 電気通信
  - 23 造園
  - 24 さく井
  - 25 建具
  - 26 水道施設
  - 27 消防施設
  - 28 清掃施設
  - 29 解体

技術職員1人につき2業種のみ申請可能。ただし、同じ業種を担当する資格を複数持っている場合は、有資格区分コード表を参照の上、1番点数の高い資格を選択してください。

2業種の考え方

- ・1資格から2業種選択でもOK  
 例: 土木施工管理技士 → 土木一式・とび土工  
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- ・2資格から1業種ずつでもOK  
 例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士 → 土木一式・建築一式

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入してください。

- ① 法第15条第2号イに該当する者であること。(1級資格者相当)
- ② 監理技術者資格者証の交付をうけていること。
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の直前5年以内に受講していること。

審査基準日 申請日

直前5年

この期間内に受講していることが必要  
 (審査基準日が令和2年5月31日の場合、平成27年6月1日から令和2年5月31日までの間)